平成２３年（フ）第８８２６号
大阪府茨木市太田２丁目２番32号
債務者　橋本　正利
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１号
北海道樺戸郡新十津川町字中央86番地130
債務者　和田　　覺
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
北海道芦別市北５条西５丁目３番地すみれ第二団地８号
債務者　中村　ユリ
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
北海道赤平市字赤平684番地
債務者　齋藤眞佐子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
北海道砂川市西６条南12丁目１番２―18号
債務者　菊地　みか
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
岩手県花巻市高木第７地割112番地３、前住所岩手県花巻市湯口字洗沢62番地46
債務者　関　　京子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１３３号
福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字土合8376番地
債務者　髙橋　利広
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
香川県観音寺市中田井町1018番地６
債務者　西井　友美（旧姓掛水・澁谷）
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第４９号
香川県三豊市詫間町箱52番地
債務者　横矢　美香
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第５２号
香川県観音寺市観音寺町甲2368番地
債務者　福田　良美
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第５３号
香川県三豊市高瀬町上勝間3270番地90
債務者　筒井　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第２５９１号
名古屋市中村区稲上町３丁目53番地　桃源荘２号
債務者　鈴木　勝子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５３号
神戸市兵庫区小河通５丁目２番10―401号
債務者　片岡　宇宙
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２７号
兵庫県三木市吉川町稲田135番地の４
債務者　藤居　浩美（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７７号
神戸市東灘区御影山手３丁目３番２―704号
債務者　坂本　　明
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９３号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番６―304号
債務者　鳥越　裕孝
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９４号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番６―304号
債務者　鳥越とも子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４００号
神戸市垂水区星が丘２丁目１番48―1104号
債務者　東　　達也
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部